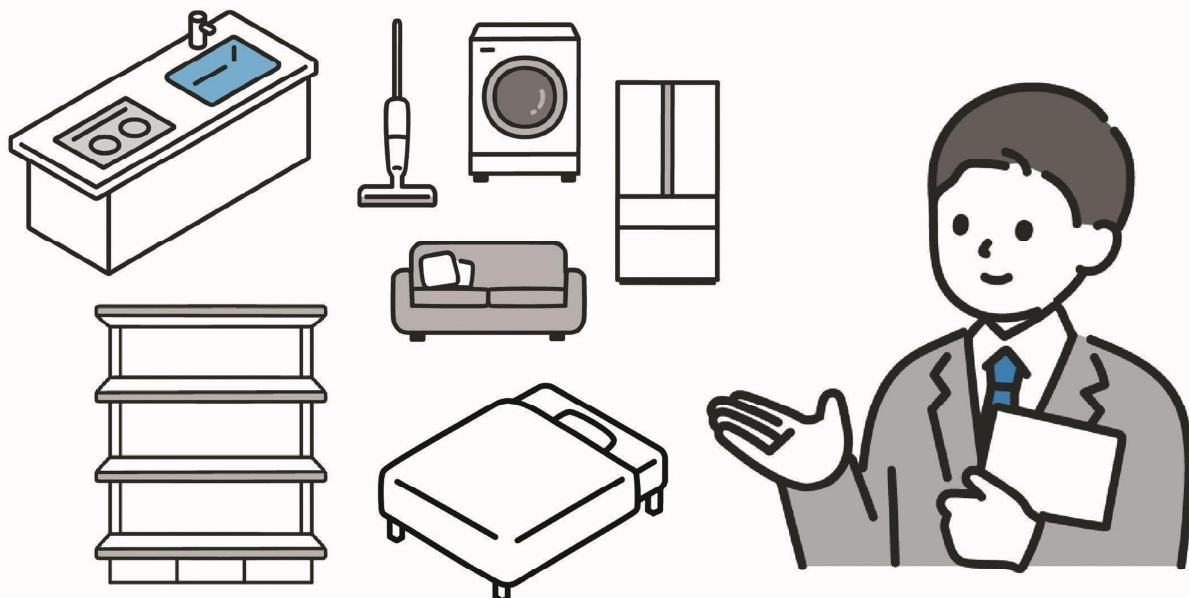


令和8年度 固定資産税(償却資産) 申告の手引き



申告期限 令和8年2月2日(月)

申告していただく方

令和8年1月1日現在川西市内に事業用の償却資産
(他人に貸し付けているものも含む)を所有する法人または個人

※受付後の申告書(控用)の返送を希望される方は、切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。

申告書提出先・問い合わせ

川西市総務部資産税課
〒666-8501 川西市中央町12番1号
TEL: 072-740-1111(代表) 内線 2241~2245
072-740-1133(直通)

ホームページ



兵庫県 川西市

目 次

第1章 償却資産とは

1. 償却資産とは	• P3
2. 納税義務者	• P4
3. 申告が必要な資産	• P4～P6
4. 申告が必要ない資産	• P7
5. 国税（所得税・法人税）との取り扱いの違い	• P7
6. 不動産を賃貸されている方	• P7～P8
7. 太陽光発電設備をお持ちの方	• P8
8. 業種別の主な償却資産と耐用年数	• P9

第2章 償却資産の申告について

1. 申告から課税まで	• P10
2. 申告が必要な方	• P10
3. 提出する書類	• P10～P12

第3章 償却資産の申告書の記入のしかた

1. 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の記入のしかた	• P13
2. 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入のしかた	• P13
3. 種類別明細書（減少資産）の記入のしかた	• P13 (別紙 1～3)

第4章 税額等の算出方法

1. 評価額の算出方法	• P14
2. 課税標準額の算出方法	• P15
3. 税額の算出方法	• P15

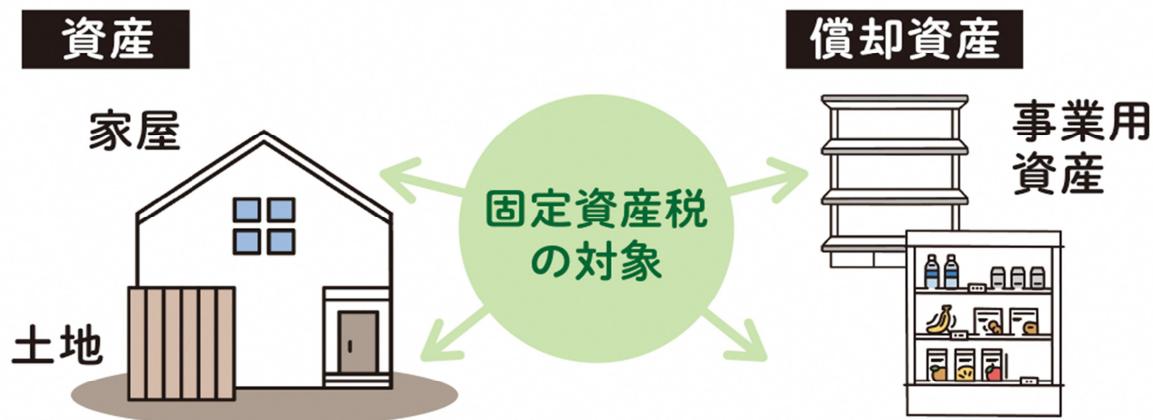
第5章 その他

1. 電子申告「eLTAX(エルタックス)」	• P16
2. 実地調査等のご協力のお願い	• P16
3. チェック項目	• P17
4. Q & A	• P18

第1章 償却資産とは

1. 償却資産とは

固定資産税の課税の対象となる償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法または所得税法による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価格が少額である資産である資産その他政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有されているものを含みます。）をいいます。ただし、自動車税・軽自動車税の対象となる車両は除きます。【地方税法341条第4号】



■主な償却資産

資産の種類		主な償却資産	
1	構築物	構築物	外構工事(ネオンサイン・屋上看板等の広告設備・外灯・舗装路面・庭園・門・塀・フェンス・緑化設備等)、家屋として評価しない建物(基礎のない簡易物置、ビニールハウス、自転車置き場等)、その他土地に定着している土木設備等
		建物付属設備	建築設備、受変電設備、自家発電装置、家屋の賃借人が施した内装・内部造作・建築設備等
2	機械及び設備	印刷機械、工作機械等の各種産業用機械、ロードローラー・ショベルローラー・ブルドーザー・パワーショベル等の建設機械で道路運送車両法に規定する大型特殊自動車(ナンバープレートの分類番号が「0」「00~09」及び「000~099」の車両)、太陽光発電設備、駐車場機械装置等	
3	船舶	一般船舶、漁船、モーターボート、貸ボート、貸ヨット等	
4	飛行機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等	
5	車両及び運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車(ナンバープレートの分類番号が「9」「90~99」及び「900~999」)、農耕作業用自動車(トラクター、コンバイン、田植機等)で最高時速が35km以上のもの、他の運搬具等(自動車税や小型特殊自動車を含む軽自動車税が課税されるものを除く)	
6	工具、器具及び備品	各種医療機器、測定工具、切削工具、応接セット、机、イス、ロッカー、金庫、その他事務機器、エアコン、テレビ、レジスター、ショーケース、陳列ケース、冷蔵庫、自動販売機、理美容機器、厨房機器・用品、通信・光学機器、遊技機、コピー機、パソコン機器、LAN設備、各種工具等	

2. 納税義務者

令和8年1月1日（賦課期日）現在、川西市内に事業の用に供することができる償却資産を所有している方。毎年1月1日現在の所有状況を市役所へ申告していただくことになっています。【地方税法第383条】

不動産賃貸業（賃貸住宅やテナントビル・貸駐車場など）を営んでおられる方も申告が必要です。

3. 申告が必要な資産

令和8年1月1日現在において、その事業の用に供することができる資産（他人に貸与している資産も含みます。）で、税務会計上減価償却が認められるものであって、国税に申告しているもの。

なお、次に掲げる資産も申告対象となります。

1. 償却済資産（減価償却が終わり、残存価額のみ帳簿に計上されている資産）
2. 遊休資産・未稼働資産であっても維持補修が行われている資産
3. 福利厚生の用に供するもの（食堂施設・医療施設・寄宿舎等）
4. 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産で賦課期日（1月1日）現在、事業の用に供することができる資産
5. 取得価額が30万円未満の資産で、中小企業者等の少額資産の取得価額の損金算入の特例（租税特別措置法第67条の5等）を適用したもの
6. 借用資産（リース資産）であっても契約内容が割賦販売と同様である資産

●○「事業の用に供する」とは?○●

- ◎「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいい、営利又は収益を得ることを必要としません。したがって、公益法人（財団、社団）等の行う活動も事業に該当します。
- ◎「事業の用に供する」とは、事業を行う上で使用（利用）することをいいます。したがって、家庭専用として使用されている資産や商品として陳列されている資産は償却資産には該当しません。しかし、同じ資産を事業用にも家庭用にも使用している場合には、たとえ事業用に使用する割合が家庭用に使用される割合よりも小さい場合でも、その資産全体が償却資産になります。
- ◎所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含みます。
- ◎直接的に事業に用いていない従業員の福利厚生施設（社宅等）の器具備品、構築物等も償却資産として申告対象になります。



●○少額資産等の取り扱いについて○●

地方税法第341条第4号及び地方税法施行令第49条の規定により、下記①～③に記載する資産については、固定資産税（償却資産）の申告対象から除かれます。

- ① 取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金参入したもの
- ② 取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの
- ③ 地方税法施行令第49条ただし書きによる、法人税法第64条の2第1項または所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産のうち、取得価額が20万円未満のもの
ただし、下記④、⑤に記載する資産（③に該当するものを除く。）は、固定資産税（償却資産）の申告対象になりますのでご注意ください。
- ④ 租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産
- ⑤ 少額であっても個別に減価償却することを選択した資産

		中小企業企業者等の少額資産特例 (租税特別措置法第28条の2、同法第67条の5 旧租税特別措置法第67条の8ほか)		個別に減価償却しているもの
30万円未満				
20万円未満		③ 法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定する リース資産	② 3年で一括償却 (法人税法施行令第133条の2第1項、所得税法施行令第139条第1項)	
10万円未満			① 一時に損金参入 (法人税法施行令第133条、所得税法施行令第138条)	

= 申告の対象となる資産

= 申告の対象とならない資産

※取得金額が10万円未満の資産であっても、一時に損金算入せず個別に償却しているものは固定資産税の課税対象となります。

●○リース資産の取り扱いについて○●

リース資産は原則として資産の所有者であるリース会社が申告することになります。ただし、譲渡条件付リース等の所有権留保付割賦販売（リース期間終了後に譲渡されることになっている場合等）と同様である場合、買主が申告をする必要がありますので、契約内容をご確認ください。

●○附帯設備（建築設備）の家屋と償却資産の区分について○●

家屋の所有者が所有する資産であっても、特定の生産又は業務の用に供されるもの、家屋から独立した機械・装置として使用されているもの、構造上家屋と一体でないものは償却資産になりますので、申告が必要です。

●○賃借人（テナント）が取り付けた内装等について○●

※家屋所有者以外の方（テナント）が、自ら費用を負担して内装・模様替工事、建物附属設備等の取付工事を行ったときは償却資産（特定附帯設備）に該当しますので、必ず申告してください。【地方税法第343条第10項】

●○家屋と償却資産の区分について○●

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・製作等	床・壁・天井仕上、製作・建具、外壁仕上等店舗製作等工事一式	○			○
電気設備	受変電設備	設備一式		○		○
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		○		○
	中央監視設備	設備一式		○		○
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式 屋内設備一式		○		○
	電力引込設備	引込工事		○		○
	動力配線設備	特定の生産または業務用設備 上記以外の設備		○		○
	電話設備	電話機、交換機等の機器 配管・配線、端子盤等		○		○
	LAN設備	設備一式		○		○
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器 配管・配線等		○		○
	監視カメラ (ITV) 設備	受像機（テレビ）、カメラ、録画装置等の機器 配管・配線等		○		○
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産または業務用設備 配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等		○		○
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）		○		○
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）、中央式給湯設備		○		○
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産または業務用設備 屋内の配管等		○		○
		衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○		○
	消火設備	消化器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		○		○
		消火栓設備、スプリンクラー設備等		○		○
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産または業務用設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
	換気設備	特定の生産または業務用設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		○		○
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機（ダムウェーター）等	○			○
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
	その他の設備	冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		○		○
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化背施設等）		○		○

※一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合もあります。

※「家屋に含めるもの」については、「家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となっていること」に特に留意する必要があります。

※家屋と設備等の所有者が異なる場合は、「家屋に含めるもの」は全て設備所有者の償却資産として取り扱われます。

4. 申告の必要がない資産

次に掲げる資産は、償却資産の課税対象ではないため、申告の必要はありません。

1. 土地、家屋として固定資産税が課税されるもの
2. 自動車税、軽自動車税の対象になる車両等
※上記の自動車等から取り外された場合、単独では使用できなくなるもの（カーナビゲーション、車載無線機 等）は、申告の必要はありません。
3. 無形減価償却資産（ソフトウェア、営業権、特許権、水道施設利用権 等）
4. 棚卸資産（商品、貯蔵品等）
5. 繰延資産
6. 少額資産（詳しくは5ページの「少額資産等の取り扱いについて」をご参照ください）
 - ① 使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産のうち、一時に損金算入したもの
 - ② 取得価額が20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの
 - ③ 法人税法第64条の2第1項、所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額が20万円未満のもの（平成20年4月1日以降の契約分に限ります）

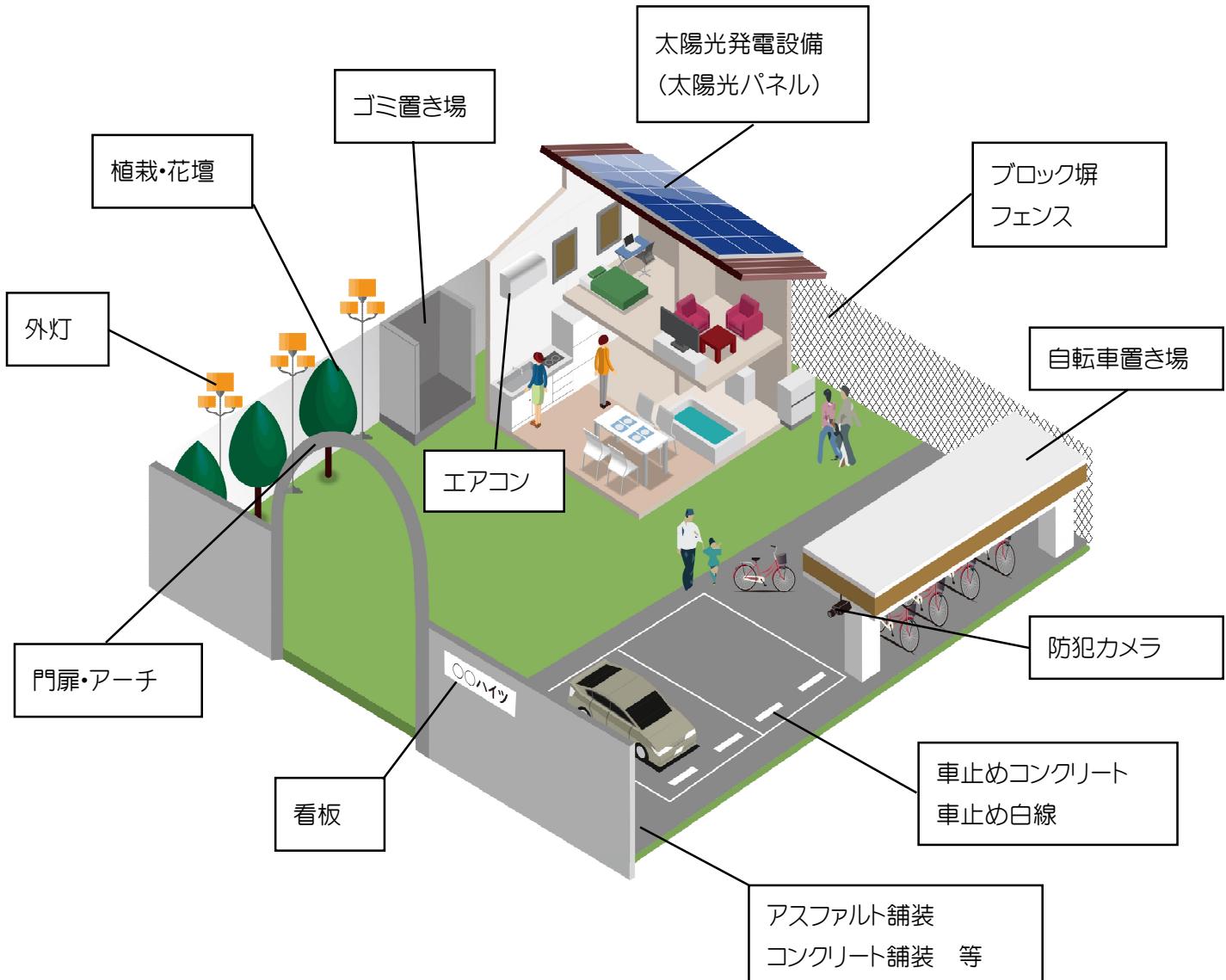
5. 国税（所得税・法人税）との取扱いの違い

項目	固定資産税の取扱い（償却資産）	国税の取扱い（所得税・法人税）
償却計算の期間	暦年（賦課期日1月1日現在）	事業年度
減価償却の方法	定率法	定率法、定額法の選択制
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却（一定の場合は簡便償却）
圧縮記帳の制度	認めない	認める
特別償却、割増償却 (租税特別措置法)	認めない	認める
増加償却 (所得税、法人税)	認める	認める
評価額の最低限度 (償却限度額)	取得価格の100分の5	備忘価格（1円）まで
改良費	区分評価	原則区分評価（H19.4以降取得） 合算評価（H19.4以前取得）

6. 不動産を賃貸されている方

次に例示する事業用資産は償却資産になりますので、資産を所有する事業主が必ず申告してください。

賃貸住宅・ テナントビル (家屋は別途課 税されます)	コンクリート・ブロック塀、フェンス、門・アーチ、側溝、溝蓋、舗装路面、緑化施設（庭園・植栽・花壇）、屋外給排水設備、屋外照明設備（外灯等）、屋外受水槽、中央監視制御装置、受変電設備、自転車置場、ごみ置場、エアコン（埋込み型でないもの）等
貸駐車場	アスファルト・コンクリート舗装、ブロック塀、フェンス、側溝、屋根、看板、外灯、車止め、パーキング装置、精算機、発券機、機械装置、ターンテーブル装置 等



7. 太陽光発電設備をお持ちの方

太陽光発電設備については、設置者や設置方法により、償却資産の申告が必要になる場合があります（家屋の屋根材として設置されているものを除きます。）。

設置者	10KW以上の太陽光発電設備 (余剰売電・全量売電)	10KW未満の太陽光発電設備 (余剰売電)
個人（住宅用）	<u>○（課税対象の場合あり）</u> 家屋の屋根などに太陽光発電設備を設置して発電量の全量または余剰を売電される場合は事業用資産となり申告が必要です。	<u>×（課税なし）</u> 売電するための事業用資産とならない場合は申告が不要です。
個人（事業用）	<u>○（課税対象）</u> 個人の方であっても事業の用に供している資産については、発電出力量や、全量売電か余剰売電にかかわらず課税対象となります。	
法人	<u>○（課税対象）</u> 事業の用に供している資産になりますので、発電出力量や、全量売電か余剰売電にかかわらず課税対象になります。	

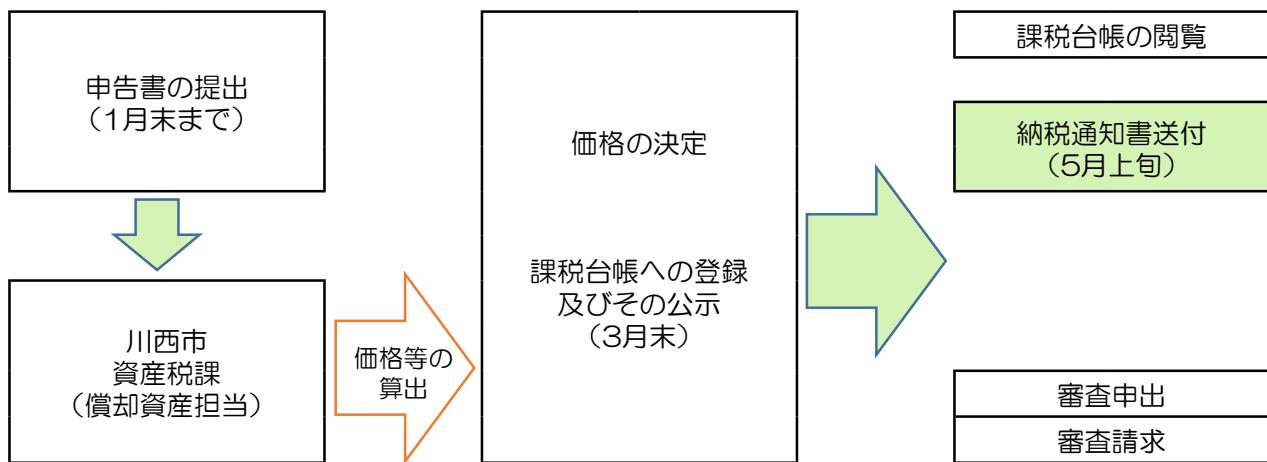
8. 業種別の主な償却資産と耐用年数

その他の償却資産の耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」【昭和40年大蔵省令第15号】をご参照ください。

業種	主な償却資産 ※()内は耐用年数
共通	<ul style="list-style-type: none"> ○構築物 門・塀（金属造(10)、コンクリート造(15)、石造(35)）、アスファルト舗装(10)、コンクリート舗装(15)、緑化施設及び庭園(20)、簡易間仕切り(3)、野立看板（金属造(20)、その他のもの(10)） ○建物附属設備 受変電設備（キュービクル）(15)、中央監視設備(18)、屋外給排水・ガス設備(15)、屋外照明電気設備(15)、その他看板（主として金属造(18)、その他のもの(10)） ○機械・装置 機械式駐車場設備（ターンテーブル等）(10)、太陽光発電システム(17) ○工具、器具、備品 測定・検査工具等(5)、治具(3)、金型(2)、パーソナルコンピューター（サーバー用のものを除く）(4)、パソコン（その他のもの）(5)、コピー機(5)、ルームエアコン(6)、プリンター(5)、シュレッダー(5)、応接セット接客業用(5)、カウンター(3)、テレビ(5)、電話・通信設備(6)、金庫（手さげ金庫(5)、その他のもの(20)）、立て看板・ネオンサイン(3)
事務所	机・椅子（主として金属製のもの）(15)、机・椅子（主として非金属製のもの）(8)、ロッカー（金属製のもの）(15)、タイムレコーダー(5)
小売業	陳列棚・ケース(8)（冷凍機又は冷蔵機付(6)）、冷蔵庫(6)、簡易間仕切(3)、日よけ（主として金属製のもの）(15)、レジスター(5)、自動販売機(5)
喫茶・飲食店	室内装飾品（金属製(15)、その他のもの(8)）、厨房設備(8)、厨房用品（陶磁器製又はガラス製(2)、その他のもの(5)）、冷蔵庫(6)、放送設備(6)、カラオケ機器(5)
建設業	パワーショベル・ブルドーザー・ロードローラー(8)、フォークリフト(4)（軽自動車税の対象になっているものを除く）
理・美容業	理容・美容椅子(5)、洗面設備(5)、タオル蒸器(5)
クリーニング業	洗濯機(13)、脱水機(13)、乾燥機(13)、プレス機(13)
病院・診療所	手術機器(5)、消毒殺菌用機器(4)、歯科診療用ユニット(7)、レントゲン機器（移動式(4)、その他のもの(6)）、調剤機器(6)、ファイバースコープ(6)
ガソリンスタンド	ガソリンアナライザー(5)、洗車機(8)、ガソリン計量機(8)、オートリフト圧縮機(8)、空気圧調整器(8)、貯油そう(8)、建物から独立しているキャノピー（金属製のもの）(45)
駐車場業	アスファルト舗装(10)、コンクリート舗装(15)、ターンテーブル(10)、パーキング装置・発券機(5)
不動産賃貸業	貸付不動産の門・塀(10～35)、緑化施設(20)、街路灯(10)、ルームエアコン(6)、駐輪場（簡易建物）(7～10)
パチンコ店	パチンコ台(2)、パチスロ台(3)、両替機(5)、玉替機(5)、台取付工事(5)、自動玉洗净・玉補給装置(10)
農業	ビニールハウス（骨格部分が金属製のもの(10)、その他のもの(5)）、果樹棚(14)、田植機(7)、脱穀機(7)、乾燥機(7)

第2章 償却資産の申告について

1. 申告から課税まで



2. 申告が必要な方

令和8年1月1日現在、川西市内に事業の用に供することができる償却資産を所有している方

(※償却資産については3ページをご覧ください。)

毎年1月1日現在の所有状況を申告していただくことになっています。【地方税法第383条】

なお、申告書は資産の増・減のない方、免税点未満（※課税標準額の合計が150万円未満）の方も提出してください。また、廃業・転出等の場合でもその旨を申告書「18 備考」欄に記入のうえ提出してください。

3. 提出する書類

提出する用紙 申告のパターン		申告書	種類別明細書		個人番号確認書類	申告方法
			増加・全資産	減少資産		
初めて申告する方	申告する資産がある	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none">申告書「18 備考」欄の「はじめて申告される方」に☑を入れ、「該当の償却資産の有無」「あり」に○を記入。種類別明細（増加資産・全資産用）に増加資産を記入。
	申告する資産がない	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none">申告書「18 備考」欄の「はじめて申告される方」に☑を入れ、「該当の償却資産の有無」「なし」に○を記入。
前年度までに償却資産の申告をしたことがある方	資産の増減がない	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none">申告書「18 備考」欄の「前年度申告された方」に☑を入れ、「前年中の資産の異動」「なし」に○を記入。
	増加した資産がある	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none">申告書「18 備考」欄の「前年度申告された方」に☑を入れ、「前年中の資産の異動」「あり」に○を記入。種類別明細（増加資産・全資産用）に増加資産を記入。
	減少した資産がある	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none">申告書「18 備考」欄の「前年度申告された方」に☑を入れ、「前年中の資産の異動」「あり」に○を記入。種類別明細（減少資産用）に減少資産を記入。
	増加・減少した資産が両方ある	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none">申告書「18 備考」欄の「前年度申告された方」に☑を入れ、「前年中の資産の異動」「あり」に○を記入。種類別明細（増加資産・全資産用）に増加資産を記入。種類別明細（減少資産用）に減少資産を記入。
	廃業又は市内事業所を撤去	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"><廃業>申告書「18 備考」欄の「廃業」に☑を入れ、「廃業された年月日」を記入。<市内事業所を撤去>申告書「18 備考」欄の「その他」に☑を入れ、「市内事業所の撤去並びに撤去された年月日」を記入。

※前年中とは令和7年1月2日～令和8年1月1日までの間です。

※令和7年1月1日以前の資産の増加・減少についての申告漏れがありましたら、そちらも含めて申告してください。

※事業用資産が自己所有でない場合、申告書「16 借用資産」に貸主の名称等を記入してください。

※特例該当資産や非課税該当資産がある場合は、届出書や関係する添付書類も提出してください。

※法人番号を記載した申告書を提出していただく場合は、本人確認資料の提示・添付は不要です。

●○個人番号・法人番号の記入について○●

平成28年度より、償却資産申告書に個人番号・法人番号の記入欄が設けられました。これにより、個人番号を記入した申告書を提出していただく際、番号法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）が必要になります。申告の際は、以下の本人確認資料をお持ちください。また、郵送の場合は、本人確認資料の写しを添付してください。

なお、法人番号を記入した申告書を提出していただく場合や、電子申告「eLTAX（エルタックス）」による申告の場合は、本人確認資料の提示・添付は不要です。

個人番号・法人番号の記入欄のない旧様式の申告書をご利用される場合は、申告書右下部の備考欄に個人番号・法人番号を記入してください。

(1) 所有者ご本人が申告書を提出する場合

番号確認資料	マイナンバーカード(個人番号カード)、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し、個人番号通知書(※)
身元確認資料	①マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、旅券(①が困難な場合は②でも可) ②住所・氏名が印字された償却資産申告書、固定資産税納税通知書 等
代理権確認資料	

(2) 代理人が申告書を提出する場合

本人の番号確認資料	本人のマイナンバーカード(個人番号カード)、本人の通知カード、本人の個人番号が記載された住民票の写し、個人番号通知書の写し
代理人の身元確認資料	代理人のマイナンバーカード(個人番号カード)、代理人の運転免許証、代理人の旅券、代理人の税理士証票 等
代理権確認資料	委任状、税務代理権限証書 等

●○課税標準の特例について○●

一定の要件に該当する資産には税負担を軽減する課税標準の特例措置（主なものは12ページ）があります。該当する資産を所有している方は、関係資料とともにご申告ください。

●○過年度への遡及について○●

申告内容の修正や申告漏れ等の場合の課税については、申告された年度だけでなく、資産を取得された翌年度まで遡及することになります（地方税法の規定により最大5年度分を限度）。

過年度分の課税が発生した場合は、一括で納付していただくことになります。

●○申告されない方、又は虚偽の申告をされた方○●

正当な理由なく申告をしない場合は、地方税法第386条の規定により過料を科されることになるほか、同法368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収する場合があります。期限までに必ず申告してください。

また、虚偽の申告をすると、地方税法第385条の規定により罰金等を科されることがあります。

【課税標準額の特例（※一部抜粋）】

【課税標準額の特例】

○わがまち特例

対象資産	取得期間	特例割合	適応期間	添付書類	根拠法令（地方税法）	(一部抜粋)	
汚水又は廃液処理施設	令和6年4月1日～令和8年3月31日	2分の1	期限なし	・水質汚濁防止法に基づく特定施設の設置届出書 ・対象施設の仕様書の写し	法附則第15条	第2項第1号	
下水道除害施設	令和6年4月1日～令和8年3月31日	5分の4	期限なし	・除害施設設置等計画書の写し		第2項第5号	
都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する一定の公共施設等	令和5年4月1日～令和8年3月31日	5分の3	5年度分	・認定計画書の写し		第14項	
太陽光発電設備 (1,000kW未満) (1,000kW以上)	令和6年4月1日～令和8年3月31日	3分の2 4分の3	3年度分	・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付 金決定通知書の写し (一般社団法人日本環境協会発行)		第25項第1号イ 第25項第3号イ 第25項第3号ロ 第25項第1号ロ 第25項第1号ハ 第25項第4号ロ 第25項第4号イ 第25項第3号ハ 第25項第4号ハ 第25項第1号二	
風力発電設備 (20kW未満) (20kW以上)	令和6年4月1日～令和8年3月31日	4分の3 3分の2	3年度分	・再生可能エネルギー発電設備の認定通知書の写し (経済産業省発行)		第28項	
地熱発電設備 (1,000kW未満) (1,000kW以上)	令和6年4月1日～令和8年3月31日	3分の2 2分の1	3年度分			第40項	
水力発電設備 (5,000kW未満) (5,000kW以上)	令和6年4月1日～令和8年3月31日	2分の1 4分の3	3年度分				
バイオマス 発電設備 (10,000kW未満) (10,000kW以上20,000kW未満)	令和6年3月1日～令和8年3月31日	2分の1 3分の2	3年度分				
浸水防止用設備	平成29年4月1日～令和8年3月31日	3分の2	5年度分	・浸水防止計画の写し ・該当設備の仕様書の写し			
雨水貯留浸透施設	令和3年11月1日～令和9年3月31日	3分の1	期限なし	・雨水浸透阻害行為許可（協議）書の写し ・雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証の写し ・雨水浸透施設の設備であることが分かる書類			
家庭的保育事業	許可後～	3分の1	期限なし	・事業の許可を受けたことを証明する書類の写し	法第349条の3 第27項		
居宅訪問型保育事業	許可後～	3分の1	期限なし			法第349条の3 第28項	
事業所内保育事業	許可後～	3分の1	期限なし			法第349条の3 第29項	
特定事業所内保育施設	平成29年4月1日～令和6年3月31日	3分の1	5年度分	・企業主導型保育事業（運営費）助成決定通知書の 写し	旧法附則第15条第32項		
先端設備等に該当する償却資産	令和3年4月1日～令和5年3月31日	零	3年度分	・先端設備等導入計画の申請書及び認定書の写し ・工業会等による仕様書等証明書の写し (リース会社が申告する場合) ・固定資産税軽減計画書及びリース契約書の写し	旧法附則第64条		
先端設備等に該当する償却資産 (1.5%以上の償上げ表明あり)	令和7年4月1日～令和9年3月31日	2分の1	3年度分	・先端設備等導入計画の申請書及び認定書の写し ・認定経営革新等支援機関による事前確認書及び投資計画 の確認書の写し ・従業員へ償上げ方針を表明したことを証する書類の写し (リース会社が申告する場合) ・リース契約書及び固定資産税軽減計画書の写し	法附則第15条 第43項		
先端設備等に該当する償却資産 (3.0%以上の償上げ表明あり)	令和7年4月1日～令和9年3月31日	4分の1	5年度分	・従業員へ償上げ方針を表明したことを証する書類の写し (リース会社が申告する場合) ・リース契約書及び固定資産税軽減計画書の写し			

○わがまち特例外

対象資産	取得期間	特例割合	適応期間	備考、添付書類等	根拠法令（地方税法）	(一部抜粋)
一般ガス導管事業用資産	取得後～	3分の1	前半5年度	添付書類：ガス事業法に規定する事業の許可証の写し	法第349条の3 第2項	
		3分の2	後半5年度			
日本放送協会事業用資産	取得後～	2分の1	期限なし	対象：日本放送協会が事業の用に供する資産	法第349条の3 第9項	
旅客会社又は貨物会社が所有する承 継資産	取得後～	5分の3	平成28年度～ 令和8年度まで の各年度	対象：日本国有鉄道から承継した資産	法附則第15条の3	

第3章 償却資産の申告書の記入のしかた

1. 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の記入のしかた → 別紙1へ

この申告書は、償却資産の増加・減少がない場合や、償却資産を所有していない場合も必ず提出してください。

前年までの申告内容を反映した『償却資産申告書（償却資産課税台帳）』が2枚（「提出用」ならびに「控用」）同封されている方は、いずれの用紙にも変更内容を加筆し、提出してください。また、「控用」については、貴事業所の控えとしてください。

初めて申告される方は、償却資産申告書（償却資産課税台帳）を利用し、下記にならって記入してください。所有者氏名の欄にマークが印字されている申告書であっても、押印は不要です。

なお、市ホームページにも様式を掲載していますので、必要に応じてご利用ください。

2. 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入のしかた → 別紙2へ

前年中（令和7年1月2日から令和8年1月1日）において新たに取得された資産、社内移動にて取得した資産、及び前年度までに申告漏れになっていた資産を記入してください。
はじめて申告される場合は、所有されている全資産を記入してください。

3. 種類別明細書（減少資産用）の記入のしかた → 別紙3へ

前年中（令和7年1月2日から令和8年1月1日）において減少した資産、社内移動にて減少した資産、及び前年度までに申告漏れになっていた減少資産を記入してください。

第4章 税額等の算出方法

1. 評価額の算出方法

1月1日現在所有する資産ごとの評価額を算出し、その合計額を課税標準額とし、税率を乗じて税額を算出します。

(1) 評価額の算出方法

初年度 = 取得価額 × $(1 - 減価率 \times 1/2)$ ※_____は小数点以下第4位を四捨五入
2年目以降 = 前年度評価額 × (1 - 減価率)

※下の「減価率一覧表」を使って、計算式の $(1 - 減価率 \times 1/2)$ の部分を減価残存率（前年中取得）に、また、 $(1 - 減価率)$ を減価残存率（前年前取得）に置きかえて計算することができます。

○減価率一覧表

償却資産減価残存率表

耐用年数 (イ)	耐用年数に応ずる 減価率	減価残存率		耐用年数 (イ)	耐用年数に応ずる 減価率	減価残存率	
		前年中 取得の もの (A)	前年前 取得の もの (B)			前年中 取得の もの (A)	前年前 取得の もの (B)
2	0.684	0.658	0.316	18	0.120	0.940	0.880
3	0.536	0.732	0.464	19	0.114	0.943	0.886
4	0.438	0.781	0.562	20	0.109	0.945	0.891
5	0.369	0.815	0.631	21	0.104	0.948	0.896
6	0.319	0.840	0.681	22	0.099	0.950	0.901
7	0.280	0.860	0.720	23	0.095	0.952	0.905
8	0.250	0.875	0.750	24	0.092	0.954	0.908
9	0.226	0.887	0.774	25	0.088	0.956	0.912
10	0.206	0.897	0.794	26	0.085	0.957	0.915
11	0.189	0.905	0.811	27	0.082	0.959	0.918
12	0.175	0.912	0.825	28	0.079	0.960	0.921
13	0.162	0.919	0.838	29	0.076	0.962	0.924
14	0.152	0.924	0.848	30	0.074	0.963	0.926
15	0.142	0.929	0.858	35	0.064	0.968	0.936
16	0.134	0.933	0.866	40	0.056	0.972	0.944
17	0.127	0.936	0.873	45	0.050	0.975	0.950
				50	0.045	0.977	0.955

【評価額の計算例】

取得価額 300,000円、取得時期令和7年9月、耐用年数4年 の資産の場合

耐用年数4年⇒前年中取得分の減価残存率：0.781

前年前取得分の減価残存率：0.562

令和8年度 = 300,000円 × 0.781 = 234,300円

令和9年度 = 234,300円 × 0.562 = 131,676円

令和10年度 = 131,676円 × 0.562 = 74,001円

令和11年度 = 74,001円 × 0.562 = 41,588円

令和12年度 = 41,588円 × 0.562 = 23,372円

令和13年度 = 23,372円 × 0.562 = 13,135円 < 15,000円

(最低限度額：取得価格の5%)

※ 計算の結果、令和13年度の評価額は取得価額の5%未満となります。

評価額は取得価額の5%を最低限度額としているため、この資産が事業用に使用されている期間の評価額は、令和13年度以降も15,000円となります。

2. 課税標準額の算出方法

課税標準額 = (1)で計算した各資産の評価額の合計

※ 課税標準額が150万円未満の場合は、固定資産税は課税されません。

※ 課税標準の特例を受ける資産の場合は、評価額に特例率を乗じた額をもとにして課税標準額を算出します。

3. 税額の算出方法

税額 = (2)で計算した課税標準額 × 税率 1.4 %

※ 川西市内に土地・家屋を所有されている場合、土地・家屋・償却資産全ての課税標準額を合算したもの(1,000円未満切捨て)に税率を乗じて、固定資産税の税額(100円未満切捨て)を算出します。

※ 固定資産税の納税通知書は5月上旬に発送予定です。納期は5月、7月、12月、翌年2月の年4回に分かれています。

※ 過年度分について追加課税となった場合の税額は、直近の納期に一括して納付していただきますので、ご留意願います。

第5章 その他

1. 電子申告「eLTAX(エルタックス)」

川西市では、地方税ポータルシステム「eLTAX(エルタックス)」を利用したインターネットによる固定資産税(償却資産)の電子申告を受け付けています。

eLTAX(エルタックス)をご利用いただくことで、自宅やオフィス等からも申告が可能になります。

eLTAX(エルタックス)のご利用開始・利用方法は、eLTAXヘルプデスクまでお問い合わせください。

地方税共同機構 (eLTAXヘルプデスク)

●ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp> [エルタックス] で検索できます。

●電話番号 0570-081459 (ハイシンコク)

(先の番号でつながらない場合 03-6745-0720)

●受付日 月曜日～金曜日(土曜日、日曜日、休祝日、年末年始12月29日～1月3日は除く)

●受付時間 9:00～17:00

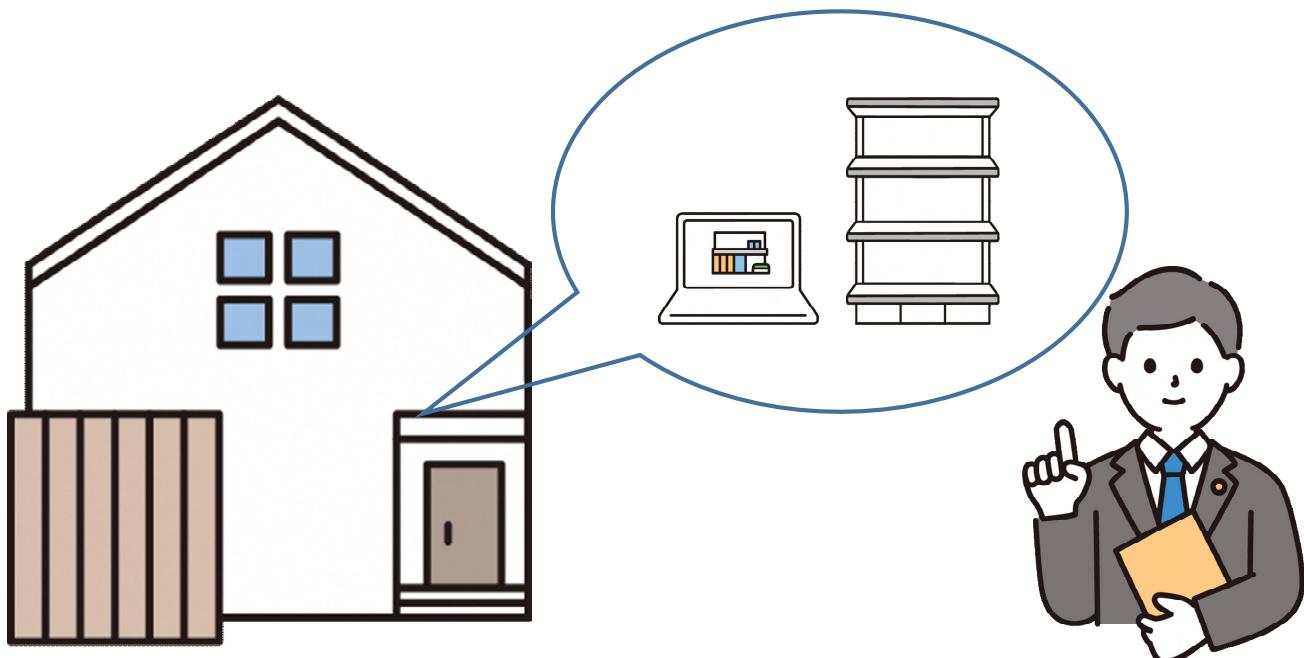
※申告データ等の作成に係る具体的な操作方法についても、eLTAX ヘルプデスクまでお問い合わせください。

2. 実地調査等のご協力のお願い

川西市では、地方税法に基づき、事業者が所有されている償却資産の調査を順次行っています。

その際、法人税(所得税)の申告書類や決算書類(減価償却資産内訳・明細書、又は減価償却費の計算書)等の提出をお願いしています。また、地方税法第354条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類を閲覧することができます。ご理解のほど、お願いたします。

調査結果により修正申告をお願いすることがあります。そのための課税は、資産を取得された翌年度まで遡及(最高5年度)いたしますので、あらかじめご承知ください。



3. チェック項目

償却資産申告書を提出する前に記入漏れや誤りがないか下記のチェック項目をすべて確認してください。

(共通)
<input type="checkbox"/> 申告書の「1 住所」欄に納税通知書の送付先は記入されていますか？
<input type="checkbox"/> 申告書に「15 資産所在地」は記入されていますか？
<input type="checkbox"/> ご連絡先は記入されていますか？
<input type="checkbox"/> 用紙右上の所有者コードは記入されていますか？
<input type="checkbox"/> 増減なしの方は、右下の増減の有無に丸をされていますか？
<input type="checkbox"/> 控えの返送をご希望の場合、返信用封筒を同封されていますか？
(細目申告で、増加資産がある方)
<input type="checkbox"/> 別紙 種類別明細書(増加資産・全資産用)は添付されていますか？
<input type="checkbox"/> 増加資産の耐用年数は記入されていますか？
<input type="checkbox"/> 増加事由の欄(1~4の選択)は記入されていますか？
(細目申告で、減少資産がある方)
<input type="checkbox"/> 別紙 種類別明細書(減少資産用)は添付されていますか？
<input type="checkbox"/> 減少事由の事由及び区分の欄(1~4の選択)は記入されていますか？
(合計申告の方)
<input type="checkbox"/> 評価額、決定価格、課税標準額の記載がされていますか？
(非課税、特例の適用資産がある場合)
<input type="checkbox"/> 種類別明細書の摘要欄に適用内容が記入されていますか？
<input type="checkbox"/> 手引き12ページの添付書類が添付されていますか？

4. Q & A

よくあるご質問を以下にまとめておりますので、ご確認ください。

Q1. 耐用年数を経過して、減価償却済みになった資産も申告が必要ですか？

A. 必要です。

所得税や法人税で減価償却済み（帳簿上で備忘価格1円のみ計上されている資産）になっても、事業のために使用している限り固定資産税（償却資産）の申告は必要です。なお、償却資産評価額の最低限度は取得価格の5%で、それより減価することはありません。

Q2. 今まで申告書を送られてきたことがなかったのに、なぜ今回送られてきたのですか？

A. 事業を営まれている方を対象に申告書を送付しております。

償却資産の所有者は、申告書が送られてこなくても、毎年1回自ら申告をしなければなりません。【地方税法第383条】保健所・税務署への照会や未申告調査により川西市内で事業を営まれていると思われる方については、申告書を送付しております。

Q3. 資産の増減がない、又は課税標準額が150万円（免税点）未満である場合でも、申告しなければならないのですか？

A. 必要です。

川西市内で事業をされている方は、毎年1回は資産の増減がなくても申告しなければなりません。課税標準額が150万円（免税点）未満である方も申告が必要です。

Q4. 資産の取得価額が10万円に満たない場合でも、申告が必要ですか？

A. 基本的には申告不要ですが、申告が必要な場合もあります。

例えば、机を10台一式でまとめて10万円で購入したとします。1台あたり1万円であったとしても、一式で購入された場合は、10万円を超えるため、申告が必要になります。また、取得金額が10万円未満の資産であっても、一時に損金算入せず個別に償却しているものは固定資産税の課税対象となります。

Q5. 每年税務署に所得税又は法人税の申告をしているのに、なぜ市にも申告が必要なのですか？

A. 税務署に申告する減価償却資産は「所得税又は法人税の申告において減価償却費を必要経費として計上する」ためのものです。それに対して市への申告は、地方税法で「償却資産を固定資産税の課税対象」としており申告が義務づけられています。よって、税務署の申告とは別に市への申告が必要です。